

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

有価証券報告書の訂正報告書

(証券取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自昭和60年 1月 1日
(第74期) 至昭和60年12月31日

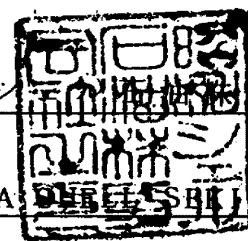
大 蔵 大 臣 殿

昭和61年4月28日提出

会 社 名 昭和シェル株式会社

英 訳 名 SHOWA SHELL OIL CO., LTD. K.K.

代表者の役職氏名 取締役会長 永 山 時 雄



本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 電話番号 東京(580)0111 (大代表) 連絡者 経理部長 田 村 輝 利

もよりの連絡場所 同 上 電話番号 同 上 連絡者 同 上

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
東京証券取引所	東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
大阪証券取引所	大阪市東区北浜2丁目1番地
名古屋証券取引所	名古屋市中区栄3丁目3番17号
京都証券取引所	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
広島証券取引所	広島市中区銀山町14番18号
福岡証券取引所	福岡市中央区天神2丁目14番2号
新潟証券取引所	新潟市上大川前通八番町1245番地
札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1
大 阪 支 店	大阪市南区南船場2丁目5番8号 (長堀コミュニティービル)
名 古 屋 支 店	名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 (堀内ビル)
※ 川 崎 製 油 所	川崎市川崎区扇町18番1号

※ 証券取引法の規定による備置場所ではありませんが、株主の便宜のため備え置きます。

(本書面の枚数 表紙共 5 枚)

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由

昭和61年3月28日に提出した第74期（自昭和60年1月1日 至昭和60年12月31日）有価証券報告書の記載事項に一部不備がありましたので、これを補足するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2. 訂正事項

第2 事業の概況

1. 会社の目的および事業の内容

(1) 会社の目的 1頁

第5 経理の状況

1. 財務諸表

重要な会計方針 2頁

会計処理の方法の変更 3頁

3. 訂正箇所

訂正箇所は波線のアンダーラインで示してあります。

第 2 事 業 の 概 況

1. 会社の目的および事業の内容

(1) 会 社 の 目 的

(訂正前)

- 1) 石油類、石油代替エネルギーおよびそれらの副産物の採掘、製造、加工、貯蔵、売買ならびに輸出入
- 2) 石油化学製品の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 3) 動植物油脂の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 4) 医薬品、医薬部外品、農業薬品および化学薬品の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 5) 石炭およびその副産物の採掘、製造、加工、貯蔵、売買ならびに輸出入
- 6) 前各号に関する船舶、車両等による運送
- 7) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- 8) 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記目的のうち、第1号中石油類、それらの副産物の採掘ならびに第2、第3、第4、第6の各号については現在行なっていない。

(訂正後)

- 1) 石油類、石油代替エネルギーおよびそれらの副産物の採掘、製造、加工、貯蔵、売買ならびに輸出入
- 2) 石油化学製品の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 3) 動植物油脂の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 4) 医薬品、医薬部外品、農業薬品および化学薬品の製造、加工、売買ならびに輸出入
- 5) 石炭およびその副産物の採掘、製造、加工、貯蔵、売買、輸出入ならびにその他の鉱物の購入、精製、加工、貯蔵、売買、輸出入
- 6) 前各号に関する船舶、車両等による運送ならびに前各号に関して附帯する諸工事の請負および諸機器の設計、製作、販売
- 7) 倉庫業
- 8) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- 9) 体育施設、文化施設および観光施設等の経営、管理および賃貸借
- 10) 自動車およびその関連商品の売買、賃貸借および修理
- 11) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 12) 各種情報の収集、処理および提供に関する事業
- 13) 経営上必要と認める他事業への投資
- 14) 前各号に附帯する一切の業務

(注) 波線のアンダーラインの部分については、昭和61年3月28日開催の定時株主総会において、定款の一部変更につき承認されたものである。

第5 経 理 の 状 況

1. 財 務 諸 表

重要な会計方針

(訂正前)

第 7 3 期 (自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日)	第 7 4 期 (自 昭和60年 1月 1日 至 昭和60年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づく原価法によっている。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
5. 引当金の計上基準 (3) 退職給与引当金 従業員の退職給与金に充てるため、従業員の年令構成等を勘案し、現価方式により期末自己都合要支給額の80%相当額を計上している。	5. 引当金の計上基準 (3) 退職給与引当金 従業員の退職金の支給に充てるため、現価方式により、自己都合退職による期末要支給額の55%を計上している。 なお、従来は現価率を80%として計上していた。 この変更により、当期の繰入額が従来の方法に比べて1,401百万円減少している。また、期首引当金超過額3,015百万円は取崩しを行った。 この結果、たな卸資産が31百万円、売上原価が461百万円、販売費及び一般管理費が909百万円夫々減少し、特別利益が3,015百万円増加したため、税引前当期純利益が4,386百万円増加している。

(訂正後)

第 7 3 期 (自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日)	第 7 4 期 (自 昭和60年 1月 1日 至 昭和60年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法に基づく原価法によっている。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
5. 引当金の計上基準 (3) 退職給与引当金 従業員の退職給与金に充てるため、従業員の年令構成等を勘案し、現価方式により期末自己都合要支給額の80%相当額を計上している。	5. 引当金の計上基準 (3) 退職給与引当金 従業員の退職金の支給に充てるため、現価方式により、自己都合退職による期末要支給額の55%を計上している。 なお、従来は現価率を80%として計上していたが <u>合併に伴い従業員の年令構成、予定勤続年数等の見直しを行った結果、当期から現価率を55%に変更した。</u> この変更により、当期の繰入額が従来の方法に比べて1,401百万円減少している。また、期首引当金超過額3,015百万円は取崩しを行った。 この結果、たな卸資産が31百万円、売上原価が461百万円、販売費及び一般管理費が909百万円夫々減少し、特別利益が3,015百万円増加したため、税引前当期純利益が4,386百万円増加している。

会計処理の方法の変更

(訂正前)

第 7 3 期 (自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日)	第 7 4 期 (自 昭和60年 1月 1日 至 昭和60年12月31日)
	(1) タンク賃貸料 2,463 百万円は、従来、営業外収益のタンク賃貸料として処理していたが、当期から製造原価より控除する方法に変更した。 この変更により、従来の方法に比べて、たな卸資産が 241 百万円、売上原価が 2,222 百万円、営業外収益が 2,463 百万円夫々減少したため、経常損失が 241 百万円増加し、税引前当期純利益が 241 百万円減少している。 (2) 同業元売会社への製品売上(バーター取引) 401,370 百万円は、従来、売上高として表示していたが、当期から売上原価より控除する方法に変更した。 この変更による税引前当期純利益への影響はない。 なお、前期のバーター取引の売上高は 207,819 百万円である。 但し、被合併会社であるシェル石油(株)は、前期に 280,678 百万円を売上原価より控除していた。

(訂正後)

第 7 3 期 (自 昭和59年 1月 1日 至 昭和59年12月31日)	第 7 4 期 (自 昭和60年 1月 1日 至 昭和60年12月31日)
	(1) タンク賃貸料 2,463 百万円は、従来、営業外収益のタンク賃貸料として処理していたが、<u>合併後の処理方法を統一し、かつ、より取引の実態に適合した処理方法にするため、当期から製造原価より控除する方法に変更した。</u> この変更により、従来の方法に比べて、たな卸資産が 241 百万円、売上原価が 2,222 百万円、営業外収益が 2,463 百万円夫々減少したため、経常損失が 241 百万円増加し、税引前当期純利益が 241 百万円減少している。 (2) 同業元売会社への製品売上(バーター取引) 401,370 百万円は、従来、売上高として表示していたが、<u>合併後の表示方法を統一し、かつ、より取引の実態に適合した表示にするため、当期から売上原価より控除する方法に変更した。</u> この変更による税引前当期純利益への影響はない。 なお、前期のバーター取引の売上高は 207,819 百万円である。 但し、被合併会社であるシェル石油(株)は、前期に 280,678 百万円を売上原価より控除していた。